



栃木市

台風19号による大雨被害 災害支援のお知らせ

第5号

(令和元年11月24日)

被災された皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。今号では、栃木市や栃木県の支援・相談窓口などについてお知らせします。なお、栃木市では「被災者支援総合窓口」を、11月23日(土)～12月15日(日)まで開設しています。総合窓口で受け付ける支援内容については、11月17日(日)発行の第4号をご覧ください(11月17日の新聞折込のほか、市内の公共施設などに置いてあります)。

■被害ごみ仮置き場の受入期間の延長のお知らせ

「栃木市総合運動公園 東側駐車場(川原田町)」「大平運動公園 第2多目的運動広場(大平町蔵井)」の仮置き場の受入期間を、12月15日(日)まで延長します。

※「都賀市民運動場」の受け入れは、11月25日(月)をもって終了します。

※次の仮置き場の受け入れは、11月17日(日)をもって終了しました。

・藤岡遊水池会館 ・つがの里 ・西方保健センター ・旧静和連絡所

搬入時のお願い

※11月26日(火)から、仮置き場に被害ごみを持ち込む際に「り災証明書(原本)」および運転免許証等本人確認ができる物の提示が必要となります。提示がない場合、受け入れができません。

※家屋の解体や修理時に発生した建築廃材等は、仮置き場に持ち込むことはできません。請負業者が産業廃棄物として適切に処理してください。

被害ごみを仮置き場まで運べない方のごみ回収

※自宅前に出していたいただいた被害ごみの回収は、11月末をもって終了します。

※高齢者や障がいのある方で被害ごみの自己搬入が困難な方を対象に、戸別収集の受付を開始します。希望する方は、12月16日(月)以降に、電話で、「氏名」・「住所」・「電話番号」・「ごみの状況・数量」などをお知らせください。なお、戸別収集は、あらかじめ分別して住宅の外などに置いていただく必要がありますので、ご協力をお願いします。 問合せ先 環境課 ☎(31)2447

■浸水被害の消毒を行っています

床上・床下浸水等の被害に遭われたお宅へ、消毒を実施しています。被害地域を順次巡回して行っているため申し込みは不要ですが、「不在票が入っていた」「周辺の家屋では実施されたが、まだうちには消毒に来ていない」のような場合は、問い合わせください。

問合せ先 環境課 ☎(21)2142

■栃木県などの各種相談等の情報

栃木県が作成した「被災者支援制度ガイドブック(令和元年台風第19号災害)」に掲載の情報をもとに、市や栃木県・各団体などが実施している、被災された方を対象とした相談などの情報をお知らせします。

栃木県弁護士会による無料電話相談

台風19号の被害に遭った方を対象とした無料法律相談。

◆相談電話番号 ☎028-614-3550(通話料がかかります)[火曜日～金曜日 13時～16時]

日本司法書士会連合会による無料電話相談

不動産・会社等の登記、賃貸借、債権・債務(借金)等に関する問題。

◆相談電話番号 ☎0120-315199(フリーダイヤル)[平日11時～17時(12月20日(金)まで)]

法的トラブル解決のための総合案内所(法テラス)

日本司法支援センター(法テラス)が、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内。「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。

◆相談電話番号 法テラス・サポートダイヤル(被災者専用フリーダイヤル) ☎0210-078309

多言語相談(とちぎ外国人相談サポートセンター)

災害の被害を受けた外国人のみなさんからの相談を受けます。

◆受付時間 火曜日～土曜日 9時～16時(祝日と12月29日～1月3日はお休みです)

◆対応する言葉

ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、中国語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、シンハラ語、タミル語

※ほかの言葉の人には、やさしい日本語や翻訳機で対応します。

◆相談電話番号 ☎028-627-3399

児童のこころの相談

被災した児童への心のケアが必要な場合や、児童に関わる保護者の悩みなどに対し、児童相談所の児童心理司、テレホン児童相談の相談員や、栃木市の子どもサポートセンターの医師・心理職などが相談に応じます。

◆児童相談所での相談 県南児童相談所 ☎(24)6121[月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日・年末年始を除く)]

◆テレホン児童相談 ☎028-665-7788[毎日9時～20時]

◆家庭児童相談 栃木市家庭児童相談室 ☎(21)2227[月曜日～金曜日 9時～17時(祝日・年末年始を除く)]

◆子どもサポートセンターでの相談 ☎(20)7705[月曜日～金曜日 9時～17時(祝日・年末年始を除く)]

スクールカウンセラーによる相談

被災した児童生徒からの要請に対して、各学校に配置されている、心理に関して専門的な知識や経験を有する「スクールカウンセラー」が相談に応じます。

◆問合せ先 児童生徒の在籍する各学校へ

「こころ」の健康相談

被災により「強い不安を感じる」「自宅に閉じこもりがち」「眠れない」など、気分がすぐれない方の電話などでの相談を受けます。被災者やその家族の皆様、また被災者を支援する方など、どなたでもご相談することができます。

- ◆相談先 ◇栃木健康福祉センター ☎(22) 4121 ◇栃木県精神保健福祉センター ☎028-673-8785
相談時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（祝日・年末年始を除く）
◇こころのダイヤル ☎028-673-8341 相談時間：月曜日～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始を除く）

障がいのある方の相談支援

被災した障がいのある方が環境の変化などでお困りの場合に、相談を受けます。ご家族や支援者などからの相談も受けます。

- ◆相談先 栃木市障がい福祉課 ☎(21) 2219 [平日 8時30分～17時15分]
栃木県障害者総合相談所 [平日 8時30分～17時15分]
(1)発達障害☎028-623-6111 (2)高次脳機能障害☎028-623-6114 (3)知的障害・身体障害☎028-623-7010
※ 栃木県障害者総合相談所サイトでは、発達障がい者、高次脳機能障がい者のための災害対応マニュアルを掲載しています。
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e65/index.html>

消費生活相談

- ◇国民生活センター「令和元年秋台風関連消費者ホットライン」
台風等に関連した消費者トラブルの相談を受けます。 ☎0120-486-188（フリーダイヤル）[毎日10時～16時]
※050から始まるIP電話からはつながりません。※台風等で被災した対象地域以外からはつながりません。

- ◇消費者ホットライン
消費生活相談員により、災害発生後における点検商法・便乗商法など、消費者トラブルに関する相談を受け付けます。
☎（局番なし）188 [月曜日～土曜日 9時～17時（祝日、年末年始を除く）]

被災ペット相談

- ◆相談内容 ○避難所、仮設住宅等におけるペットの飼養管理に関する相談／○被災した飼い主からのペットの健康保持等に関する相談
○被災地域において迷子になったペットやその保護等に関する相談／○その他、被災したペットに関する諸々の相談 など
◆相談先 栃木県動物愛護指導センター ☎028-684-5458

事業資金相談ダイヤル

- 中小企業、小規模事業者および農林漁業者向けの融資制度や申し込み手続きなどに関する相談を受け付けています。
◇事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（フリーダイヤル）（日本政策金融公庫）

栃木労働局 令和元年度台風第19号関連特別相談窓口

- 事業主・労働者などからの労働関係各種相談のため、特別相談窓口を開設しています。
- ◆相談内容 ◇給与・手当の支払いなどに関する事、解雇・雇止めなどに関する事：栃木労働局 労働基準部監督課・労働基準監督署
◇労災補償給付などに関する事：栃木労働局 労働基準部労災補償課・労働基準監督署
◇労働保険料の納付猶予などに関する事：栃木労働局 総務部労働保険徴収室
◇雇用保険給付に関する事・その他雇用の安定に関する事：各ハローワーク
- ◆問合先 栃木労働局 総合労働相談コーナー ☎028-633-2795 / 栃木労働基準監督署（沼和田町）☎(24) 7766
/ ハローワークとちぎ（神田町）☎(22) 4135

労働相談

労働者および使用者からの労働問題全般に関する悩みや疑問について相談を受け付けるほか、関係機関への紹介などを行っています。相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。電話・面談のほか、メールでの相談もお受けしています。

- ◆問合先 栃木県小山労政事務所 ☎0285-22-4032 oyama-roj@pref.tochigi.lg.jp

就労相談（とちぎジョブモール）

若年者をはじめ、中高年齢者や障がいのある方など様々な求職者の方に対して、栃木労働局と連携して、総合的な相談からキャリアカウンセリング、職場定着までをワンストップで支援します。

- ◆問合先 とちぎジョブモール ☎028-623-3226 [平日8時30分～17時15分、土曜10時～17時（祝日・年末年始休館）]

被災した農家等の相談

農作物等への技術的な対応、制度資金の活用等融資制度、今後の農業経営などについての相談、支援。

- ◆問合先 栃木県下都賀農業振興事務所（神田町）☎(23) 3425

権利利益に係る満了日の延長措置・期間内に履行されなかった義務に係る免責措置

令和元年10月10日時点で、栃木市など災害救助法が適用された地域に住所を有する方について「運転免許証の有効期間」「猟銃等の所持の許可の有効期間」「犯罪被害者等給付金の申請期間」ほか81の権利利益について、10月10日以降に権利利益の存続期間（運転免許証の有効期間等）が満了する場合には、その満了日が令和2年3月31日まで延長されます。

また「自動車の保管場所の変更等の届出」「質屋を廃業したときにおける届出」ほか33義務について、法令に基づく届出等の義務が本来の期限までに履行されなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものである場合は、令和2年1月31日までに履行すれば、当該義務の不履行について行政上および刑事上の責任は問われません。

詳細は、栃木警察ホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/>）をご覧ください。

- ◆問合先 栃木県警察本部 ☎028-621-0110 または最寄りの警察署

県民相談

問い合わせ先が不明な相談や、災害に係る県政への意見・要望を受け付けています。

- ◆問合先 県民プラザ 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 県庁本館2階 ☎028-623-3765
下都賀県民相談室 〒328-8504 栃木市神田町6-6 下都賀庁舎内 ☎(24) 5665